

木曾岬町農業委員会総会会議録

令和3年8月5日

木曾岬町農業委員会

木曾岬町農業委員会会議録

令和3年8月5日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1 番 加藤 光雄
2 番 浅井 弘幸
3 番 黒宮 俊明
4 番 榎田 法行
5 番 平野 洋二
6 番 黒宮 喜代子
7 番 岡村 なつ枝
8 番 白木 斉
9 番 丹村 巧

3. 欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

平松 和憲
伊藤 博幸
加藤 哲也
花井 文彦
伊藤 久志

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務員 多賀 達人
事務員 服部 彰宏

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 多賀 達人

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農用地利用集積計画について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議 長

本日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。

只今より、木曾岬町農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員はございません。

よって出席委員は、農業委員9名、推進委員5名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議 長

次に、書記の指名を行います。

書記には、多賀 事務局長 を指名したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

それでは、多賀 事務局長 よろしくお願ひ致します。

議 長

只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議 長

農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、浅井弘幸委員、黒宮俊明委員にお願ひ致します。

ご両名の方、よろしくお願ひ致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号農用地利用集積計画について

以上の1議案を上程致します。

只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局

総会事項書に基づき説明をさせていただきます。

事項書2ページ「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。本件につきましては、申請は■■■■㎡で申請件数が■■件です。本件の内容ですが、

事項書3ページの1番の所有権移転については、■■■■ 地目 ■■■■
■■■■㎡の■■筆です。譲渡人は■■■■の■■■■、譲受人は■■■■

■■■■の■■■■で売買による所有権移転です。

本件については、別で配布しました「令和3年8月5日開催農業委員会農地法第3条許可申請に係る資料」をご覧ください。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可することができない。」となっており、以下法令の規定に沿って申請書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するかどうか判断して頂くものです。

ただし、本件申請に関係ない条項については説明を省略します。

まず1ページの第1号関係ですが、権利を取得しようとする者等の「機械の所有状況」「農作業に従事する者の数」等からみて、取得する農地を効率的に利用して事業を行うと認められない場合は許可出来ないこととなります。

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況ですが、所有地の自作地が■■■■㎡で、■■が■■■■㎡、■■が■■■■㎡となっています。

次に資料2ページの1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況ですが、作付作物については、■■で■■が■■■■㎡、■■で■■が■■■■㎡です。

機械の所有状況は、■■■■です。

農作業に従事する者としては、■■年の農作業歴があり、世帯員等その他常時雇用している労働力は、■■の■■名で農作業経験もあり、申請地までの距離は■■km内で移動時間は■■分以内です。

次の2号、3号については該当ありません。

次に資料3ページの第4号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後において農作業に常時従事すると認められない場合は許可することが出来ないこととなります。

1番の農作業に従事する者の氏名は：■■■■歳、主たる職業：■■■■、権利取得者との関係は■■■■、農作業への年間従事日数：■■日、■■■■歳、主たる職業：■■■■、権利取得者との関係：■■■■、農作業への年間従事日数は■■日です。

次に第5号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後の農地面積の合計が当町の場合には50aに達しない場合は許可出来ないこととなります。

5-1 権利取得後における経営面積は、■■■■㎡です。

5-2 特例事項は該当ありません。

6号7号についても該当なしです。

次に資料の5ページの7周辺地域との関係ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後に当該地域の農地の集団化、作業の効率化、その他周辺地域の農地の利用などに支障を生ずると認められる場合には許可することが出来ないこととなります。

「当該地は、現在、休耕地で雑草が繁茂しているのので、これを整理して、周

辺の農地に迷惑をかけないように管理する。もしも支障が発生したときは、私が責任を持って解決する。」としています。

また、資料の6ページの地域との役割分担につきましても、「当該地の農業関係集会には積極的に参加し、農道、排水路、農業用水等の共同利用施設の取り決めは遵守するとともに、それらの維持管理の共同作業にも積極的に参加する。」としています。

以上により事務局としては、1番の所有権移転について 農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、事項書4ページ「議案第2号 農用地利用集積計画について」説明をさせていただきます。利用権の設定に係るもの貸付人 戸、借受人 戸の、筆数が 筆で、面積は ㎡です。

6ページの農用地利用集積計画の、整理番号 1-1 から 1-4 番についてまとめて説明します。利用権の設定を受ける者は、利用権の設定を行う者は、面積が ㎡の 筆、 の賃借権です。利用権等の存続期間は 年間で賃料については です。整理番号が4つに分かれているのは、現況地目と作付作物によって分かれているもので、詳細については6ページ、7ページに記載がありますので後ほどご確認をお願いします。

本件農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

議 長

事務局の説明が終わりました。只今から申請・届出書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いいたします。

[休会 午後 7 時 9 分]
(申請書回覧)

議 長

それでは、申請・届出書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

[開会 午後 7 時 15 分]

議 長

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

はじめに推進委員の「伊藤 久志委員」をお願いします。

伊藤久志委員

問題ないと判断しました。

議 長

ありがとうございました。

次に農業委員の「黒宮 喜代子委員」のご意見をお願いします。

黒宮喜代子委員 近所の方で、XXXXXXXXXX方が購入するということで、通り道としても利用されているので良いと判断しました。

議 長 ありがとうございます。ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

議 長 今日現地確認をしましたが、入り口が無いように見えたがどうやって入るのでしょう。

黒宮喜代子委員 以前お母さんが畑をやっていた時には、草の管理もされていたので通れるようになっていました。

(他に意見なし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 農用地利用集積計画について」につきまして、委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(他に意見なし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、「1番」は、原案どおり可決決定致します。
次に、「議案第2号 農用地利用集積計画について」、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「議案第2号 農用地利用集積計画について」は、原案ど
おり可決決定致します。

議 長

これをもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。

長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。

これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後7時20分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は

正確であることを証するためにここに署名する。

令和3年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員